横浜市内 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 各位

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

児童発達支援及び放課後等デイサービスにかかる 個別サポート加算 (I)の再判定の対応について

令和6年度の報酬改定により、令和6年4月以降の個別サポート加算(I)の要件が変更されました。今般、再判定について、本市としての対応を整理しましたので通知します。

1 再判定の対象となる可能性のある児童

受給者証の交付年月日から3か月以内に、保護者から再判定の申請のあった、以下のいず れかに該当する児童

- (1) 保護者が記入した「就学児サポート調査票等」に明らかな誤りがあることが判明した場合 例:「できない状況」「服薬が無い想定」など、記入の前提条件を誤認し、「加算なし」と なっているような場合
- (2) 利用している児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者が、対象児童の「就学時サポート調査票等」を保護者と面談等により確認の上作成した結果、「加算有り」となる点数である等の合理的な理由に基づいて、保護者から再判定の求めがあった場合
- (3) 療育手帳(A1、A2)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、身体障害者手帳(1級、2級)の所持者や重症心身障害児において、「加算なし」となっている場合
- ※再判定の結果、個別サポート加算「有り」に変わる場合、当該の交付年月日から個別サポート加算「有り」として取り扱います。
- %(1) -(2) のいずれの場合も、「就学児サポート調査票等」の合計が 13 点以上にならない場合は「加算なし」となります。
- ※児童発達支援は(3)のみ
- ※<u>当該の交付年月日から3か月経過したときや児童の状態像が変化したときは、上記のような再判定でなく、原則として変更申請として取り扱います。</u>これによって個別サポート加算「有り」に変わる場合、その変更申請日の属する月の翌月1日から個別サポート加算「有り」として取り扱います。

2 再判定の流れ

- (1) 保護者から区役所に以下の書類を提出
 - ①個別サポート加算 (I) 再判定依頼書
 - ②就学児サポート調査票(再判定用)または 各種手帳(持っている場合)
- (2) 区役所における再判定

複数事業所を利用していて、事業所ごとに点数が異なる場合は、いずれかひとつの事業所の再判定をした結果が「加算有り」となれば、「加算有り」として取り扱います。

- (3) 受給者証を再交付
- (4) 留意事項

再判定が必要と思われる児童が利用していて、再判定を事業所が希望する場合は、必ず 事業所から保護者に状況や必要性等を十分に説明したうえで、事業所と保護者が「就学児 サポート調査票等」を作成の上、<u>保護者から直接各区福祉保健センターに提出</u>するようお 願いします。

3 実施時期

即日

4 その他

児童発達支援で使用していた乳幼児サポート調査票(再判定用)は令和6年度より廃止しています。

主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス 事業所において、重症心身障害児に対し支援を行う場合の基本報酬を算定している場合につ いては、本加算を算定しません。

担当 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274

FAX 0.45 - 6.63 - 2.304

Mail kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp